

議案第 17 号

関市自然体験施設条例の一部改正について

関市自然体験施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 19 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市ネイチャーランドかみのほの施設を自然体験施設条例に位置付けるため、この条例を定めようとする。

関市自然体験施設条例の一部を改正する条例

関市自然体験施設条例（平成17年関市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

関市ネイチャーランドかみのほ	関市上之保24660番地2
----------------	---------------

第3条第1項の表に次のように加える。

関市ネイチャーランドかみのほ	関市上之保奥山キャンプ場	12月1日から翌年3月31日までの日
	関市上之保ふれあいの館	12月29日から翌年1月3日までの日
	関市上之保たくみの館	
	関市上之保バーベキュー棟	
	関市上之保野外ステージ	

第4条第1項の表に次のように加える。

関市ネイチャーランドかみのほ	関市上之保奥山キャンプ場	午後1時から翌日の午前11時まで
	関市上之保ふれあいの館	1日使用の場合は、午前9時から午後9時まで 宿泊使用の場合は、午前9時から使用最終日の午後5時まで
	関市上之保たくみの館	午前9時から午後9時まで
	関市上之保バーベキュー棟	午前9時から午後9時まで
	関市上之保野外ステージ	午前9時から午後9時まで

別表を次のように改める。

別表（第10条、第16条関係）

1 関市板取コテージ湯屋

区分	使用料（円）
1泊につき	30,000

2 関市板取四季の森

区分	使用料（円）
----	--------

1 サイト	小学生以上の者	1人	1,000	
1回(2時間以内とする。)につき	団体(小学生以上の者に限る。)使用のとき	20人から59人まで	800	
		1人		
		60人から100人まで	700	
		101人以上	1人	600

### 3 関市TACランド板取

区分		使用料(円)
テントサイト(1サイト当たり)	1泊につき	6,000
	宿泊を伴わない使用1回につき	3,000
シャワー室(1人1回につき)		200
駐車場(1回(12時間以内とする。)につき)		600
電源設備(1泊につき)		1,000

### 4 関市板取木工クラフト館

区分	使用料(円)
入館料	無料
レーザー加工機の使用(1回につき)	35,080

### 5 関市武儀八滝ウッディランド

区分	使用料(円)
六角型ログハウス(1棟1泊につき)	6,300
四角型ログハウス(1棟1泊につき)	5,250
野外ステージ(1日につき)	5,250
バーベキュー場としての使用(ログハウスを使用する場合を除く。)(小学生以上1人1日につき)	200
シャワー室(1人1回につき)	100

## 6 関市ネイチャーランドかみのほ

### (1) 関市上之保奥山キャンプ場

区分	使用料 (円)	割増額 (円)
バンガロー (1棟1泊)	5,000	2,000
特設バンガロー (1棟1泊)	30,000	10,000
テント (1張1泊)	1,500	
ロッジ (1戸1泊)	12,000	3,000

備考 土曜日に宿泊使用する場合は、この表に定める区分ごとの使用料の額にそれぞれの割増額を加算する。

### (2) 関市上之保ふれあいの館

区分		使用料 (円)	2泊以上した場合の加算額 (円)
全館	1日使用の場合	15,000	
	宿泊使用の場合 (1泊)	50,000	1泊につき 20,000
研修室	1日使用の場合	10,000	
	宿泊使用の場合 (1泊)	30,000	1泊につき 12,000
交流室 (1室)	1日使用の場合	5,000	
	宿泊使用の場合 (1泊)	15,000	1泊につき 6,000

備考

- 1 宿泊使用の場合を除き、1回の使用時間は7時間以内とし、7時間を超える場合は、1時間（1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間とする。）につきこの表に定める区分ごとの使用料の額にその1割に相当する額を加算する。
- 2 土曜日に宿泊使用する場合は、この表に定める区分ごとの使用料の額にその2割に相当する額を加算する。

(3) 関市上之保たくみの館

区分		使用料 (円)
木工体験又は炭 焼き体験 (1 回)	10人以下	5,000
	11人から20人まで	10,000
	21人から30人まで	15,000

備考 1回の使用時間は5時間以内とし、5時間を超える場合は、1時間(1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間とする。)につきこの表に定める区分ごとの使用料の額にその2割に相当する額を加算する。

(4) 関市上之保バーベキュー棟

区分	使用料 (円)
バーベキュー棟 (1テーブル 1回)	1,000

備考 1回の使用時間は5時間以内とし、5時間を超える場合は、1時間(1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間とする。)につき使用料の額にその2割に相当する額を加算する。

(5) 関市上之保野外ステージ

区分	使用料 (円)
野外ステージ (1回)	2,000

備考

- 1 1回の使用時間は、5時間以内とし、5時間を超える場合は、1時間(1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間とする。)につき使用料の額にその1割に相当する額を加算する。
- 2 営利目的その他これに類する目的で使用する場合は、この表に定める使用料の合計額に4を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(関市ネイチャーランドかみのほ条例の廃止)

2 関市ネイチャーランドかみのほ条例（平成20年関市条例第37号）は、廃止する。